

農業委員会令和5年5月総会

開催日時 令和5年5月22日 午前10時～  
開催場所 守口市役所6階 研修室602号  
出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三  
④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久  
⑦砂口 勝紀 ⑧辻本 恵美子 ⑨辻本 卓郎  
⑩中東 郷美 ⑪橋本 徹 ⑫山崎 勝彦  
⑬山田 哲三

事務局 阪本、寺澤、柴崎、満永

閉会時間 午前10時30分

西口会長 それでは、若干時間は早いですけれども、委員の皆さん、お集まりいただきましたので、ただいまから令和5年5月の守口市農業委員会総会を開催いたします。

座らせていただきます。

皆さん方、新聞紙上でもう既に御承知やと思います。先進7か国首脳会議が21日、昨日、閉幕をいたしました。その中で議論されている、我らに関係の深いのが、食料安保に深い懸念がありますよということで、首脳宣言で生産性向上を提起しますということで声明が発出をされておるということでございます。ということで、食料危機、ウクライナ侵攻に伴って、もう世界的な食料危機に面しているということで、日本農業も生産性向上に努めていきたいと思います。

2点目の最近の情勢をお話しさせていただきますと、皆さん方も御承知の「みどりの食料システム戦略」、略して「みどり戦略」と呼びますけれども、この数値目標というのが、各県から出ています。その項目は、各県の状況に合わせていろんなのが出ております。参考にいたしますと、1つは、今回のみどりの戦略でやかましく言われているのは、日本の農地の3分の1は有機農業にしようということで、大変な課題を提起されています。

ということで、各府県の有機農業の面積・農家数を拡大しますという府県が全国レベルで38府県がもう既に設定しているということでございます。それと、この守口のほうも早くから対応いただい

まず1つは、化学農薬と肥料の使用量を減らしましょうということで、これは16県、府県じゃなしに16の県が設定されています。

あと、このみどりの戦略に絡むあれでいいますと、また、大阪でもひょっとしたら目標に言われるかも分かんない。この話、個人的な見解ですが、お米を作っておられる方、中干しをされます。その中干しの期間をより長期にしてくださいという要請が出てくるかもしれないということが一つあります。

あとは、やっぱりドローンで今まで空中散布をやっていたけれども、ドローンでもうその拡大をしましょうということが数値目標の一つに上がっておるということでございます。

あとは、最近はやかましく言われて、今、内閣府のほうで、この5月10日、対話型AI、人工知能、対話型AIのサービス、皆さん方も御承知のチャットGPTに代表される生成AI技術の活用や、また規制の在り方について有識者で議論するAI戦略会議というのが、もう今月の11日に初会合をされましたということで、この座長には、AI研究の日本の第一人者と言われております東大の松尾 豊先生が座長に就任されました。AIについては、今回の広島サミットでもAIの対応をどうしましょうということで、先進7か国の中でも温度差があるということは、新聞紙上で皆さん方も御承知だと思います。先生、AIは便利はええんやけれどもリスクのほうも、どないなるか分からへんということで、いろいろ議論のほうを深められているということであります。

ついでに言いますと、このコンピューター、皆さん方も使われているコンピューターが全人類の知性を超える時点がありまっせ、という話が出ています。コンピューターのほうがようなりまっせということがありまして、それが技術的特異点ということで、ある学者先生は2045年と言われていています。ということで、科学技術がざあっと進んできたら、人間よりコンピューターのほうが先を行っておりまっせということで、この2045年はかなり変化が激しいということで、何も2045年を待たんでもプレというのか、技術的特異点はカタカナでシンギュラリティーとかいう言葉で言われていますけれども、もうプレシンギュラリティーというか、もう既に始まっているということも、もう皆さん方御承知やと思います。ということで、いろんなことがずっと時代は変わってきますよということも御承知おきいただければありがたいと思います。

若干話が長くなりました。この辺で置きたいと思います。ありがとうございます。

それでは、委員会のほうに戻りまして、事務局より本日の欠席委員

の報告をお願いいたします。はい、お願いします。

事務局 御報告申し上げます。本日、欠席届の出ている委員はいません。したがって、本日の出席委員数は13人でございます。

以上で報告を終わります。

西口会長 ありがとうございます。定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、例によりまして、初めに、農業委員会憲章の唱和をしたいと思いますので、それでは立っていただいて、もうしゃべってもええような時になりましたので、唱和させていただきます。

(起立)

#### 《農業委員会憲章の唱和》

西口会長 ありがとうございます。どうぞご着席下さい。

西口会長 本日の署名委員は、木村委員と砂口委員です。申し訳ありませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは議事の進行にまいります。

発言に際しましては、まず、挙手をお願いいたします。その後、私が指名させていただきますので、発言方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、付議事件の説明を事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」を御参照ください。

届出農地の詳細につきましては記載のとおりでございます。

令和5年4月4日付で届出がございまして、5月10日に現地調査を行いました。そして、5月12日に受理通知書の発行を行ったものでございます。

こちらにつきましては、農地法関係事務に係る処理基準について第7の2、農地転用に第6の3と同様に行うことになっておるため、第6の3の(2)のAからウまでに該当しないことから、本件は受理しない場合には該当いたしません。

以上でございます。

西口会長 説明が終わりました。  
現地確認をお願いいたしました辻本委員に御意見・補足事項がありましたらお願いいたします。

辻本（卓）委員 ありがとうございます。ただいま事務方より御説明ございましたように、適正に進められたことを御報告申し上げます。  
以上です。

西口会長 説明が終わりました。  
何か御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。  
よろしいですか。  
それでは、続きまして、報告第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」こちらを御参照ください。  
届出農地の詳細につきましては報告に記載のとおりでございます。  
本件は、令和5年4月4日付で証明書の申請があり、5月10日に現地調査を行い、5月12日に証明書の発行を行ったものでございます。  
説明は以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。  
現地確認を行いました辻本委員に御意見・補足がありましたらよろしくお願いいたします。

辻本（恵）委員 現地確認いたしましたところ、何も問題ございません。少し草が生えておったんですけど、後からちゃんと整備しますということでしたので。  
以上です。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。  
何か御意見、御質問があれば、承りたいと思いますが。  
よろしいですか。  
それでは、次に、報告事項に移ります。  
報告事項（1）については、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項（1）「生産緑地の取得の斡旋結果について」

を御参照ください。

こちらにつきましては、令和5年3月、農業委員会総会において報告した生産緑地の取得の斡旋について、令和5年4月17日付で北河内農業協同組合代表理事組合長から回答があったものでございます。その回答を受けまして、令和5年4月20日付で守口市長職務代理者に農業委員会から回答を行ったことの報告でございます。

対象農地等の詳細については記載のとおりでございます。

なお、斡旋結果は不調となっております。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。  
御意見、御質問がありましたら、承りたいと思います。  
よろしいですか。  
ないようでございますので、次に移りたいと思います。  
続きまして、報告事項(2)について事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

事務局 本案件ですが、人事課から説明させていただくところございまして、今、上がってくるように連絡させてもらっていますので、もうしばらくお待ちください。

西口会長 来ていただいて早速でございます。総務の人事課より説明をお願いいたします。

人事課

人事課ですけれども、今回、説明させていただく案件なんですけれども、今回、令和5年6月市議会に提出予定案件としまして、「特別職に属する非常勤職員の報酬の支給方法の見直しについて」というのがあります。

今回の趣旨なんですけれども、行財政改革の観点から、職員の退職時における給与の支給方法を見直すことに伴い、特別職に属する非常勤の職員の退職時における報酬の支給方法を見直そうと考えております。

その根拠条例がありまして、その中身としては、3番の変更内容を見ていただきますと、現行なんですけど、退職した場合は退職した月までの報酬を支給するとなっております。例えば1日に退職した場合でも全額ですし、月末に退職した場合でも全額になっておりまし

て、変更後は、退職した場合なんですけれども、退職した日までの報酬を支給するという形で考えておりました、これは任期満了も辞職も含んでおります。日割りになるという形です。

一方の死亡した場合なんですけれども、死亡した月までの報酬を支給するというので、いつ仮に亡くなられたとしても満額支給するという形で、今回考えております。

施行日は、令和5年8月1日ですので、今回任期を終わる方には影響は全くありませんという形になりまして、報告・その他なんですけれども、就職した日の日割り計算は変更はないということにして、あと任期満了後に同じ職に再任された場合は、その月の報酬を全額支給するという形になっております。

以上です。

西口会長 説明が終わりました。

何か御意見、御質問ありましたら承りたいと思います。どうぞ。よろしいですかね。

ないようです。人事課の方、御苦労さんでございます。これで結構でございます。

事務局からほかに何か要件がありましたら、事務局から御確認いただければ。どうぞ。

事務局 次回の総会の日時につきまして、令和5年6月21日、水曜日、午前10時から6階の教育委員会会議室で開催いたします。

大西委員 水曜日は何か朝市をされている方がいるみたいですけど。

事務局 ちょっと3月の時点で一応年間の会議室の予約等を取らせてもらって、報告事項に調整させていただいて、そのスケジュールで決めさせていただいていきますので、ちょっとそれ以外の部屋の用意というのがかなり厳しいのが現状かなというところで。

山崎委員 場所はここでいいんですよね。

事務局 場所は6階の教育委員会会議室というところ。

山崎委員 ここじゃない。

事務局 ここではない。逆側の。

西口会長 当日は朝市もありますけれども、農業委員会の日程については、皆さん方に既に1年間の計画を出させていただいております。うち勝手に了承いただいたものと解釈したらいけませんけれども、よろしく御理解をいただければありがたいなと思っています。

事務局 例えば11時なら厳しいですか。

大倉委員 11時だったらいけますよ。

事務局 いけますか。

大倉委員 無理やり。10時でも無理やりやけどね。

事務局 であれば、11時にさせてもらいます。

山田委員 11時、いけますか、時間。

事務局 はい、それは全然大丈夫です。

田中委員 でしたらついでに、ついでにといったらあれですけど、9月の農業委員会も木曜日10時になっているんですけど、これも11時に。

大西委員 これは、田中さんの、個人の木曜日の朝市やな。

田中委員 10時、105といったら1階ですよ。

山崎委員 先月でしたっけ、年間のスケジュール出してもらったの。

事務局 3月ですね。

大倉委員 3月末やね。

事務局 はい。

田中委員 9月は105、10時からと書いてあります。

大倉委員 月・水いうたらあんまり避けてほしいんやね。月・水・木や。

月・水・木は昼からのほうが一番ありがたいです。ぜいたく言いますけど。

事務局 3月、ちょっと資料が多かったもので、一番最後のほうに。

大倉委員 前もって相談してもろうたらよかったけどね。年間の予定立てるの。

西口会長 どうですか。

事務局 すみません。ひとまず、ちょっと次回は、11時からということで、それ以降のことは、また7月、ちょっと新任の農業委員の方も入ってこられるということなので、ちょっとそれ以降に現案と申合せ事項の説明等して調整させていただきたいと考えております。

西口会長 それでは、ありがとうございます。

それでは、以上で、令和5年5月の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員